

## 意見公募の結果

1 規則の題名

金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

2 規則の案の公示の日

平成30年9月3日

3 提出意見

1件

改正案は良いと思うが、井戸の利用実態を確実に把握し、地下水の節水対策や利用者負担を検討してほしい。

4 提出意見を考慮した結果及びその理由

意見公募の際に公示した案のとおり改正しました。

なお、地下水は市民共有の貴重な財産であり、今後も持続可能な地下水利用を図る必要があることから、今後も井戸設置者に対し、揚水量報告を徹底させるとともに、節水対策等について周知していきます。